

サービス利用料金表

(1)介護保険の給付対象となるサービス〔日額〕

利 用 単 位	要介護1 670単位	要介護2 740単位	要介護3 815単位	要介護4 886単位	要介護5 955単位
加 算	日常生活継続支援加算 46単位 個別機能訓練加算(Ⅰ) 12単位 ※ 看護体制加算(Ⅰ)口 4単位 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月 ※ 看護体制加算(Ⅱ)口 8単位 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 50単位/月 ※ 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)100単位/、 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口 所定単位数の17.6% 夜勤職員配置加算(Ⅳ)口 21単位				
1. サービス利用料金	7,795円	8,527円	9,310円	10,052円	10,773円
2. 介護保険から給付される金額	7,015円	7,674円	8,379円	9,047円	9,696円
3. 自己負担額	780円	853円	931円	1,005円	1,077円

※個別機能訓練加算(Ⅰ)は対象となる方のみの加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約377円)

※個別機能訓練加算(Ⅱ)は対象となる方のみの加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約21円)

※科学的介護推進体制加算は、月単位の加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約52円)

※生産性向上推進体制加算(Ⅰ)として上記の金額に100単位/月が加算されます。(月額約105円)

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口として上記の金額に総介護報酬の1000分の176が加算されます。

※おむつ代・お洗濯代は、介護保険の給付対象となっております。当施設が用意したおむつをご利用いただく際には、費用負担はありません。

※自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載された利用者負担の割合に応じた金額となります。(表は1割負担額)

(2)介護保険の給付対象とならないサービス

【居住費・食費】〔日額〕

利用者負担段階	預貯金要件(単身/夫婦)	収入要件	居住費	食費
第1段階	1000万円/2000万円	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	880円	300円
第2段階	650万円/1650万円	課税・非課税年金収入+前年の合計所得金額が80万円以下	880円	390円
第3段階①	550万円/1550万円	課税・非課税年金収入+前年の合計所得金額が80万円以上120万円以下	1,370円	680円
第3段階②	500万円/1500万円	課税・非課税年金収入+前年の合計所得金額が120万円以上	1,470円	1,420円
第4段階		上記以外の方	2,560円	2,030円

※第1段階～第3段階②までは、世帯全員が市民税非課税であることが条件となります。

【その他のサービス】

サービス内容	利用料金
①協力医療機関及び近隣医療機関を除く通院・外出時等の移送	実走1kmまで50円 以後1kmを超える毎に50円加算
②外出時等の付添い(近隣の散歩は除く) ※職員1名あたりの費用	1時間1,500円
③外出時の駐車場・有料道路等の費用	実費
④特別な食事	実費
⑤理美容	実費
⑥行事・クラブ活動	材料費の実費
⑦買い物代行(立替購入)	購入金額
⑧地域交流ホールの利用	1区画 1時間200円
※ 貸切利用(地域交流ホールの占有使用)される場合	
⑨複写物の交付	1枚 10円(A3は1枚 20円)
⑩診療・薬剤・その他治療に要する費用	医療保険本人負担額
⑪支払証明書	1枚 1,100円
⑫食事キャンセル料(最大2日間分)	食事代実費
⑬写真代	1枚 30円

※ 費用負担が発生する行事及びクラブ活動等への参加は、ご契約者への意思確認の上行います。

ご契約者本人の意思確認が困難な場合は、身元引受人等へ確認し同意の上行います。

※ 社会情勢等やむを得ない事由がある場合、ご利用額を変更することがあります。変更の際は、事前に変更内容及びその事由について、変更を行う1ヶ月前までにご契約者及び身元引受人等にご通知いたします。

【サービス利用料金 早見表】〔月額〕

自己負担額 + 居住費/食費 × 30日		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(自己負担額)		27,799円	30,379円	33,144円	35,762円	38,306円
第1段階		63,199円	65,779円	68,544円	71,162円	73,706円
第2段階		65,899円	68,479円	71,244円	73,862円	76,406円
第3段階①		89,299円	91,879円	94,644円	97,262円	99,806円
第3段階②		11,4499円	117,079円	119,844円	122,462円	125,006円
第4段階		165,499円	168,079円	170,844円	173,462円	176,006円

※ 個別機能訓練加算(Ⅰ)は対象となる方のみの加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約377円)

※ 個別機能訓練加算(Ⅱ)は対象となる方のみの加算のため上記金額に含まれておりません。(月額約21円)

【加算の説明】 ※入所者の状況や職員体制により下記の加算が算出されます。 ※月額は、日額×30日とはなりません。裏面の早見表をご覧ください。

加算項目	内 容	単位数
日常生活継続支援加算	①算定日の属する月の前六月間又は前一二月間における新規入所者の総数のうち要介護4～5の割合が70%以上、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上又は口腔内・鼻腔内気管カニューレ内部のたんの吸引・胃ろう・経鼻経管栄養を必要とする者が利用者の15%以上いる場合 ②介護福祉士を入所者の数が6又はその端数を増すごとに1以上配置していること	46/日
看護体制加算(Ⅰ)口	常勤の看護師を1人以上配置していること	4/日
看護体制加算(Ⅱ)口	最低基準を1人以上上回って看護職員を配置していること 夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引の実施可能な職員を一人以上配置していること 看護職員との連携による24時間の連絡体制を確保していること	8/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	通常の夜勤職員に加え、介護職員または看護職員の数を1人以上配置していること	18/日
夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引の実施可能な職員を一人以上配置していること	21/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)	常勤の理学療法士等を1人以上配置 個別機能訓練計画に基づき計画的に訓練を行っている場合	12/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)を満たし、データを厚労省へ提出し、情報の活用をおこなっている場合に(Ⅰ)(Ⅱ)	20/月
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の場合	120/日
外泊時加算	入院又は外泊された場合(1ヶ月に6日を限度)	246/日
初期加算	入居及び30日超の入院後の30日以内の期間	30/日
退所前訪問相談援助加算		460/回
退所後訪問相談援助加算	退居後の居宅サービス、地域密着型サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて、相談援助を行った場合	460/回
退所時相談援助加算		400/回
退所前連携加算		500/回
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者50名(常勤栄養士を1名以上配置+給食管理等行っている場合は70名)で除した数値以上に配置している場合	11/日
経口移行加算	経管栄養者が経口による摂取へ移行する場合	28/日
経口維持加算(Ⅰ)	経口摂取において著しい摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの	400/月
経口維持加算(Ⅱ)	経口摂取において摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるもの	100/月
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合	90/月
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)を満たし、データを厚労省へ提出し、情報の活用をおこなっている場合	110/月
安全対策体制加算	研修を受けた担当者・安全対策部門が設置され、安全対策を実施する体制が整備されている場合	20/回
再入所時栄養連携加算	退院時に施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要になった場合、医療機関の管理栄養士と連携し、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合	400/回
療養食加算	①食事提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること ②疾病治療の直接的手段として、医師の発行する食事箋に基づき食事が提供された場合	6/回
配置医師緊急時対応加算	急変に備え、配置医師の対応や方針を決め、早朝・夜間又は深夜に施設訪問・診療した場合 ①早朝・夜間(6時～8時・18時～22時) ②深夜(22時～6時) ③早朝・深夜を除く医師の通常の勤務時間外で診療を受けた場合	650/回 1300/回 325/回
看取り介護加算(Ⅰ)	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日	72/日 144/日 680/日 1,280/日
看取り介護加算(Ⅱ)	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日	72/日 144/日 780/日 1,580/日
退所時情報提供加算	医療機関へ生活支援上の情報提供をした場合	250/回
退所時栄養情報連携加算	医療機関等に栄養に関する情報提供をした場合	70/回
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知度Ⅲ以上の利用者がものが1/2以上、認知症研修修了者を最低5名を配置している場合	3/日
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	褥瘡の発生するリスクについて評価、褥瘡ケア計画を作成、3月に1回見直しを行う。	3/月
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に対して、褥瘡発生リスクのある利用者に褥瘡の発生が無かった場合	13/月
排せつ支援加算(Ⅰ)	排せつ介護を必要とする利用者の要介護状態を軽減できるような他職種で評価する	10/月
排せつ支援加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)の条件を満たし、改善と悪化予防が図られる、若しくはオムツ使用状況の改善があること	15/月
排せつ支援加算(Ⅲ)	上記(Ⅰ)の条件を満たし、改善と悪化予防が図られ且つ、オムツ使用状況の改善があること	20/月
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の入居者の心身状況等に係る基本的な情報を厚労省へ提出している場合に算定	40/月
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	上記(Ⅰ)に対して、疾病の状況等の提出を行なった場合	50/月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)口	介護職員の賃金の改善等を実施している場合(所定単位数の17.6%)	
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	複数の見守り機器などを導入し生産性向上のための取り組みを行い(Ⅱ)のデータにより取り組みの成果が確認されていること	100/月
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	複数の見守り機器などを導入し生産性向上のための取り組みを行っている事	10/月

☆ 単位から利用料金を算出する計算方法〔例；要介護 3〕

- (815単位+46単位+4単位+8単位+18単位)×10.45(地域加算)=9310円(円未満切捨て)
- 9310円×0.9(介護保険給付9割)=8379円(円未満切捨て)
- 9310円(介護保険利用金額)－8379円(介護保険給付額)=**931円(1日あたりの自己負担額)**